

ふるさと納税 **新規** 事業者募集中!



あなたの
お品を

ふるさと納税なら

全国に届けるチャンス!

さらに経費は自治体が負担!

サイト掲載料

登録料
販売手数料

送料

0

円

0

円

0

円

※詳しくはお問い合わせください。

Point

前橋市
ふるさと納税を
活用するメリット

01

市の運営なので安心



02

在庫や発送時期も
相談可能



03

サイトへの掲載は
専門家にお任せ
(必要情報を用意するだけ)



04

1商品から出品可能
(出品数の上限なし)



■ ふるさと納税の対象となる商品・サービス ■

市内で生産・製造している
農産物・食品



地元農産物

市内で製造した加工品

市内で製造・製作している
雑貨など



生活雑貨や工芸品、服飾品等

個人作家のクラフト作品等

市内で提供している
体験・サービス



観光体験、農業体験などの体験チケット
宿泊施設利用券、お食事のコースチケット
イベント参加券等

ふるさと納税とは

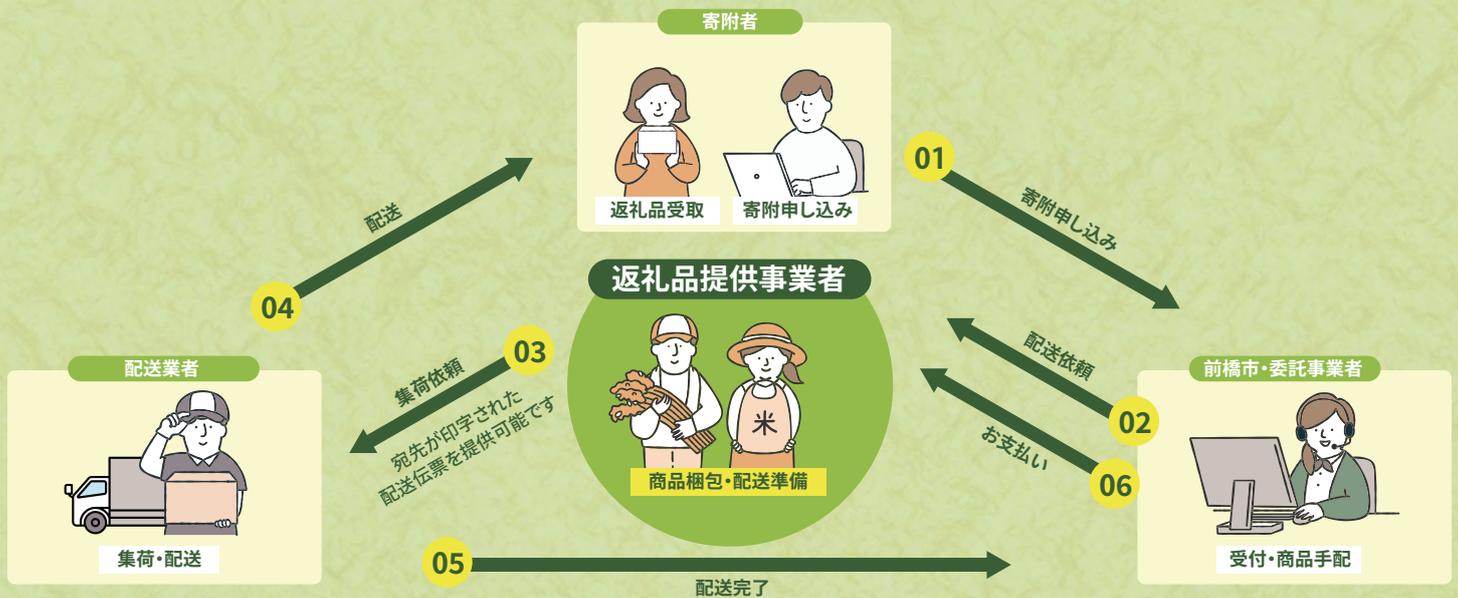
応援したい自治体に寄附ができる制度のことです。手続きをすると所得税や住民税の控除が受けられます。寄附金の「使い道」が指定でき、お礼の品も受け取れる魅力的な仕組みです。

※対象品には基準があります。詳しくは裏面をご覧ください。

返礼品出品までの流れ



返礼品発送の流れ



返礼品として出品できる要件

-返礼品の出品にはいくつか要件があります-

前橋市内のものであること

市内で生産、製造、加工、販売、サービス等がされているもの。
前橋市の魅力を発信する商品・サービスであるもの。

ふるさと納税の趣旨に反しないこと

金銭類似性の高いもの、資産性の高いものは出品不可。
詳しくはお問い合わせください。

飲食物の場合の消費期限に関すること

加工・製造からおおむね5日程度の消費期限、又は適切な賞味期限が保証されること。ただし、寄附者と連絡調整し消費期限内で消費できる場合は出品可。

発送・提供に関すること

市からの依頼後、速やかに返礼品の発送又はサービスの提供ができるもの。数量的に安定供給が見込めるもの。
物品の場合は発送が可能で、安全に送付することができるもの。

お問い合わせ / 申請書提出先

申請書

前橋市 広報ブランド戦略課 ふるさと納税担当
〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

合同会社 LOCUS BRIDGE
(前橋市ふるさと納税業務受託事業者)

提案申込書のダウンロード
詳しい説明

☎ 027-898-6641 (直通)

☎ 048-577-8435 (代表)

✉ furusato@city.maebashi.gunma.jp

✉ info@locusbridge.com

▼ コチラから

